

## 「こどものえき」設置促進事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 「こどものえき」設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要領は、安心して子育てできる体制を充実させるとともに、社会全体で子育てを応援する環境づくりを促進するため、親子が誰でも立ち寄ることができる施設等に、男性が利用可能な「こどものえき」を整備する事業者を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要領における「こどものえき」とは、「こどものえき」設置事業実施要綱第2に定めるものをいう。

### (補助対象事業者及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び限度額は別表第1のとおりとする。

- 2 補助金により財産を取得する場合は、所有権が補助事業対象者に帰属する経費とする。
- 3 補助事業の財源として国及び県並びにこれらに準ずる団体等が交付する他の補助金や給付金等があるときは、それを差し引いた額を補助対象経費とする。

### (補助金等交付申請書)

第5条 補助対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期間内に、要綱第3条第1項に定める補助金等交付申請書を提出するものとする。なお、同条第2項第1号に定める事業実施計画書は別添様式第1号によるものとし、同項第2号に定める収支予算書は別添様式第2号によるものとする。

### (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、要綱第5条に定める補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、申請者と協議の上、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やか

に指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助事業終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第7条第1項に定める実績報告書を提出するものとする。なお、同条第2項第1号に定める事業実績書は別添様式第3号によるものとし、同項第2号に定める収支精算書は別添様式第4号によるものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象事業者にその旨を通知しなければならない。

2 知事は、前項により額を確定したときは、補助対象事業者に対し補助金の交付を請求させるものとする。

(交付の決定の取り消し)

第9条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付決定を取消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 知事へ提出又は報告する書類の記載事業に虚偽があるとき。
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他知事が不相当と認めたとき。

(財産の管理)

第10条 補助対象事業者は、補助事業により取得した財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第11条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超えるものについては、会計年度終了後10年を限度）を経過した後においては適用しないものとする。

3 第1項の規定による知事への承認申請は、要綱第9条第2項に定める取得財産目的外処分承認申請書によるものとする。

4 知事は、第1項の承認をする場合は、補助事業者に対して、当該財産の残存簿価、

時価評価額又は財産処分による収益（損失保証金を含む。）のいずれか高い金額に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を命ずることができる。

- 5 前項の規定は、補助事業者の責めに帰することができない、やむを得ない事由による取り壊し又は破棄の場合は、適用しないものとする。
- 6 知事は第1項の協議がなく財産処分があったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（帳簿等の整備、保存の義務）

第12条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。

なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了年度の末日から5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業者及び補助対象経費等									
補助対象事業者	<p>補助事業対象者は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) 秋田県内に所在する店舗等を有すること</p> <p>(2) 国税、地方税に未納がないこと</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る者でないこと</p> <p>(4) その他、本事業の趣旨や目的から適切ではないと知事が判断する者でないこと</p>								
補助対象経費	<p>男性が利用可能な「こどものえき」を整備するために必要な次に掲げる経費（取付及び設置費用を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おむつ交換所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ交換台</li> <li>・折りたたみ式ベビーシート</li> <li>・ベビーベッド</li> <li>・おむつ用ゴミ箱</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ベビーキープ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーキープ</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>授乳スペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳用イス・テーブル</li> <li>・ベビーベッド</li> <li>・パーティション</li> <li>・カーテン</li> <li>・電気ポット</li> <li>・調乳用温水器</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性が利用できない「こどものえき」の整備にかかるもの</li> <li>・ 「あきた子育てふれあいカード」の協賛店でない店舗の整備にかかるもの</li> <li>・ 当該補助金の交付を受けても「こどものえき」の認定ができないもの</li> <li>・ 既存設備等の更新にかかるもの</li> <li>・ 取付・設置に伴う建屋の拡張工事や修繕工事等の施設改修にかかるもの</li> <li>・ 設置した設備を利用して料金を徴収するもの</li> <li>・ 交付決定日より前に購入、設置、契約等を実施したもの</li> <li>・ 消費税及び地方消費税</li> <li>・ その他本事業の目的及び趣旨に反する経費</li> </ul>	項目	補助対象経費	おむつ交換所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ交換台</li> <li>・折りたたみ式ベビーシート</li> <li>・ベビーベッド</li> <li>・おむつ用ゴミ箱</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>	ベビーキープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーキープ</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>	授乳スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳用イス・テーブル</li> <li>・ベビーベッド</li> <li>・パーティション</li> <li>・カーテン</li> <li>・電気ポット</li> <li>・調乳用温水器</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>
項目	補助対象経費								
おむつ交換所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ交換台</li> <li>・折りたたみ式ベビーシート</li> <li>・ベビーベッド</li> <li>・おむつ用ゴミ箱</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>								
ベビーキープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーキープ</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>								
授乳スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳用イス・テーブル</li> <li>・ベビーベッド</li> <li>・パーティション</li> <li>・カーテン</li> <li>・電気ポット</li> <li>・調乳用温水器</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>								
補助率	補助対象経費の1/2（千円未満の端数切り捨て）								
補助限度額	20万円（1店舗あたり）								